

植栽計画の基本方針

・

公園全体の植栽方針（案）

※本資料は第10回奈良公園植栽計画検討委員会の委員意見を受けて「3. 管理の方針」（8～9頁）について修正したものである。

## ●基本方針

### ●植栽計画の基本方針

#### 植物の適切な育成・管理・更新により、植物本来の魅力を引き出す

- ・ 樹木を適切に育成・管理をするため、樹木台帳や管理マニュアル等を整備する。
- ・ 問題のある植栽土壌や日照環境等の改善を図り、植物の健全な生育を促す。
- ・ 樹木の生育特性や寿命、土地条件、管理条件を勘案し、樹木更新を行う。

#### 奈良公園の歴史、文化、自然、景観を守るため、重要な樹木や樹林を保全する

- ・ 奈良公園の歴史、文化、自然、景観を保全するため、重要な樹木や樹林を計画的に保全する。
- ・ ナンキンハゼのうち自然生態系に悪影響を及ぼす可能性が高いものを駆除する。

#### 奈良を代表する眺望景観を保全するため、適切に植物管理を行う

- ・ 奈良を代表する景観を保全するため、景観の目標像を定め、適切な植物管理を行う。
- ・ 植物管理に伴う景観変化については、多様な観点から予測・評価して効果を高める。

#### 奈良公園の資源や特徴を活かし、魅力を引き出す植栽とする

- ・ 奈良公園を特徴づけている植栽(樹木及び芝地・草地)の充実を図り、積極的に活用する。
- ・ 奈良公園の庭園的性格を活かし、これに相応しい景観づくり(絵になる景色づくり)を行う。
- ・ 過密になった樹木や景観の調和を乱す樹木は、選別して除伐する。

### ●事業実施の基本方針

#### 奈良公園と周辺地が連携して、一体的な取り組みを行う

- ・ 奈良公園(平坦部)及び隣接県有地を対象区域として事業化に取り組む。また、東大寺、興福寺、春日大社、国立博物館などと連携して、一体的な植栽の整備・管理に取り組む。
- ・ 重要な樹木や樹林を適切に保全するため、樹木台帳や管理マニュアル等の共通化・共有化を図る。

#### 事業の目的や効果が広く理解されるように、事業手法や情報提供に配慮する

- ・ 本事業が広く理解されるように、植栽整備や植物管理の目的や内容を分かり易く伝える情報を発信する。
- ・ 新たな手法の植栽整備や植物管理は、モデル地区を設定して実施することにより、事業効果や事業に対する理解を得ながら進める。

# 1. 植栽の方針

## (基本的な考え方)

方針－1 公園開設当初から受け継がれている基本的な考え方を踏襲する。

- 古来より継承されている樹林・樹木を保全し、自然の地勢に従った植栽とする。
- 植栽地の特性にあわせてマツ、スギ、サクラ、カエデを植栽し、これを基調とする。

## (植栽樹種)

方針－2 植栽樹種は、幽邃閑雅で表現される格調高い奈良公園の自然環境を育ててきた古来の樹種に限定する。

方針－3 ナンキンハゼは自然環境の保全に支障を来す恐れのあることから、原則として駆除する。但し、以下のものについては、植栽管理等により自然増殖を抑制する場合に限り、例外として駆除対象外とする。

- 例外を認めるもの
  - ① 奈良公園の景観の一部として欠かせないもの。
  - ② 公園の植栽として歴史的価値のあるもの。

方針－4 ナギは古来より継承されている範囲を保護するものとし、周囲の自然樹林地に拡大しているナギは抑制する。

## (文化財への配慮)

方針－5 植栽との関わりが大きい名勝・史跡・天然記念物の保存・活用に配慮する。

- 奈良公園（名勝） 1922(大正 11) 指定
  - 春日神社境内ナギ樹林(天然記念物) 1923(大正 12) 指定
  - 春日山原始林（特別天然記念物） 1924(大正 13) 指定、1995(昭和 30) 特別天然記念物指定
  - 東大寺旧境内（史跡） 1932(昭和 7) 指定、1997（平成 9）正倉院追加指定
  - 興福寺旧境内（史跡） 1967(昭和 42) 指定
  - 春日大社境内イチイガシ巨樹群（市指定天然記念物） 1981（昭和 56）指定
  - 春日大社境内（史跡） 1985(昭和 60) 指定
- ※特別天然記念物春日山原始林の保護・保全は主に別途事業で行うものとする。

○各ゾーンの植栽計画・植栽管理計画において配慮すべき事項

### ①歴史的建造物の周辺植栽について

- ・歴史的建造物等の文化財に近接する植栽地では、風雪や地震等による倒木や落枝が発生しても影響を及ぼさない様に樹種や配置、植栽管理に十分な配慮を行う。

### ②埋蔵された遺跡との関わりについて

- ・埋蔵された遺跡がある場合又はその可能性が高い場合は、樹木の根系が影響を及ぼさないように配慮する。（「史跡等整備の手引きⅢ. 技術編：文化庁文化財部記念物課監修」を参考とする。）

### (主要動線の景観への配慮)

#### 方針－6 主要動線の植栽は、動線の景観特性に配慮した植栽とする。

- 主要動線－1 登大路から東大寺大仏殿に向かう動線  
クロマツの連続性と視線が抜ける景観特性を活かした植栽とする。
- 主要動線－2 興福寺境内から国立博物館を抜ける動線  
変化するシーンにあわせた植栽とする。
- 主要動線－3 三条通から春日大社に向かう動線  
春日大社参道・三条通の眺望に配慮した植栽とする。

## 2. 配植の方針

### (花木類の配植)

#### 方針－7 花木類は、奈良公園の歴史文化や景観との調和を図り、公園の魅力をアピールする配植とする。

- 植栽樹種（方針－2参照）
  - 高木：ウメ、サクラ類、サルスベリ、フジ、カエデ類、シダレヤナギ、モクレン類
  - 中低木：ツバキ、アセビ
  - 避けるべき外来種：ハナミズキ、タイサンボクなど
- 配植方針（配植案は42頁の図参照）
  - ①歴史文化的に重要な花木類を保全・継承する。
    - いわれのある花木類
    - 明治～大正より受け継がれた樹木や大木
  - ②景観的に重要な花木類を保全・継承する。
    - 歴史的建造物や河川・池沼と一体となった花木類
    - 花見や紅葉狩などの利用が多い花木類
    - 動線の修景効果が大きい花木類
- 各ゾーンの植栽計画において配慮すべき事項
  - ③マツやスギ、芝地等の花木類の背景となる植栽と調和した配植とする。
  - ④立地や他の植栽との関わりから花木類の魅力が引き出せない場合は、花木植栽を控える。
  - ⑤開花期の他に新緑期、紅葉期、落葉期の景観に配慮した配植とする。

## (サクラ類の配植)

### 方針－8 サクラ類は、既存の樹種・品種を基本に開花期の違いを活かした配植とする。

(※方針8は方針7に基づいてサクラの樹種・品種の検討を行う。)

#### ○植栽樹種・品種

ソメイヨシノ、ナラノココノエザクラ、ナラノヤエザクラを基本種とする。

#### ○配植方針

①樹種・品種の混植を控え、できるだけ同じ開花期のサクラ類をまとめて配植する。

開花期区分 第1期 エドヒガンなど

第2期 ソメイヨシノ、ヤマザクラなど

第3期 ナラノココノエザクラなど

第4期 ナラノヤエザクラなど

②各植栽地の歴史文化特性や景観特性を尊重した配植とする。

・歴史性のある樹種・品種は、保全・継承・再生する。

・重要な眺望景観の構成要素となるサクラ類は、眺望に配慮した配植とする。

#### ○各ゾーンの植栽計画において配慮すべき事項

③多様な園芸品種のサクラ類は、庭園や見本園などを主体に配植する。

④開花時期の違いを活かした配植を検討する。

⑤樹種・品種による寿命の違いに留意した配植を検討する。

⑥樹種・品種の検討にあたっては、既存樹木の樹種・品種を参考に配植を検討する。

## (常緑・落葉広葉樹の配植)

方針－９ 常緑・落葉広葉樹は、歴史文化的経緯や自然特性に基づいた配植とし、植栽地の立地特性や他の植栽との調和に配慮する。

### ○植栽樹種（方針－２参照）

常緑広葉樹：アラカシ、イチイガシ、シラカシ、コジイ、スダジイ、クスノキ、ナナミノキ

落葉広葉樹：アキニレ、エノキ、ケヤキ、ムクノキ、イヌシデ、ムクロジ、イチヨウ

※イチヨウは針葉樹であるが、景観特性が落葉広葉樹に近いことからこの項に含める。

### ○配植方針

①古都に相応しい大径木の保護・育成に配慮した配植とする。

・現存する大径木の保護と後継樹の育成に配慮した配植とする。

②歴史文化的経緯や自然特性に由来する大径木の分布傾向を参考に配植する。

・歴史文化的経緯による樹種分布を尊重した配植とする。

春日大社、手向山神社に大径木が多く見られる樹種：イチイガシ

手向山神社や春日大社など神社にのみ見られる樹種：オガタマノキ

平坦部の草地やその周辺に点在する大径木が多い樹種：クスノキ

東大寺(旧境内地含む)に大径木が多く見られる樹種：イチヨウ

・自然植生の傾向に基づいた配植とする。

水系沿いに大径木が多く見られる樹種：ケヤキ、エノキ

山地に大径木が多く見られる樹種：ウラジロガシ、イヌシデ、コナラ、ムクノキ

### ○各ゾーンの植栽計画・植栽管理計画において配慮すべき事項

③各植栽地の景観との調和に配慮した植栽とする。

・常緑・落葉広葉樹は、マツ林や花木林や芝地への配植は控え目とする。これらに混植する場合は、樹木生長にあわせて密度管理を行う。

・眺望景観への影響が大きい植栽地は、樹高に配慮して配植する。

・視線の遮蔽が必要な植栽地は、常緑広葉樹を優先して配植する。

## (針葉樹の配植)

方針－１０ 針葉樹は、公園開設当初から受け継がれている基本的な考え方に基づき配植する。

### ○植栽樹種（方針－２参照）

基本種：クロマツ、アカマツ、スギ、モミ（アカマツの代替として）

その他の種：ヒノキ、モミ、カヤ、イヌマキ、イブキなど

避けるべき外来種：メタセコイア、ヒマラヤスギなど

### ○配植方針

- ① 古都に相応しい大径木の保護・育成に配慮した植栽とする。
  - ・ 現存する大径木の保護と後継樹の育成に配慮した配植とする。
- ② 公園植栽の基調となる針葉樹として、マツ類、スギ、モミを配植する。
  - ・ 春日大社旧境内、手向山神社から二月堂、五百立山：スギ
  - ・ 興福寺から国立博物館、東大寺大仏殿に至る範囲及び周辺：クロマツ
  - ・ 浅茅ヶ原南部から鷺池、荒池周辺：アカマツ
  - ・ 手向山神社から若草山山麓、新公会堂庭園東部に至る範囲：モミ（既存針葉樹であるモミをアカマツの代替とする。）

### ○各ゾーンの植栽管理計画において配慮すべき事項

- ③ マツ類は、薬剤樹幹注入や被害材の撤去等の松食い虫対策を確実に実施する。
- ④ マツ類の松食い虫対策の一環として、早期に抵抗性品種の補植を実施する。

※松食い虫はマツノマダラカミキリが媒介するマツノザイセンチュウによって引き起こされるマツ材線虫病の被害（マツ枯れ）を指すもので、総合的な被害対策が必要とされている。

### 3. 管理の方針

#### (植栽管理タイプ)

方針－11 植栽管理は、樹林、樹木、芝地・草地に大別し、それぞれの特성에応じて実施する。

○樹木管理

個体単位で管理する樹木を対象とする。低木や生垣、列植などは、群を樹木個体同様に取り扱う。フジなどの木本つる植物は原則として樹木として取り扱う。

○芝地・草地管理：

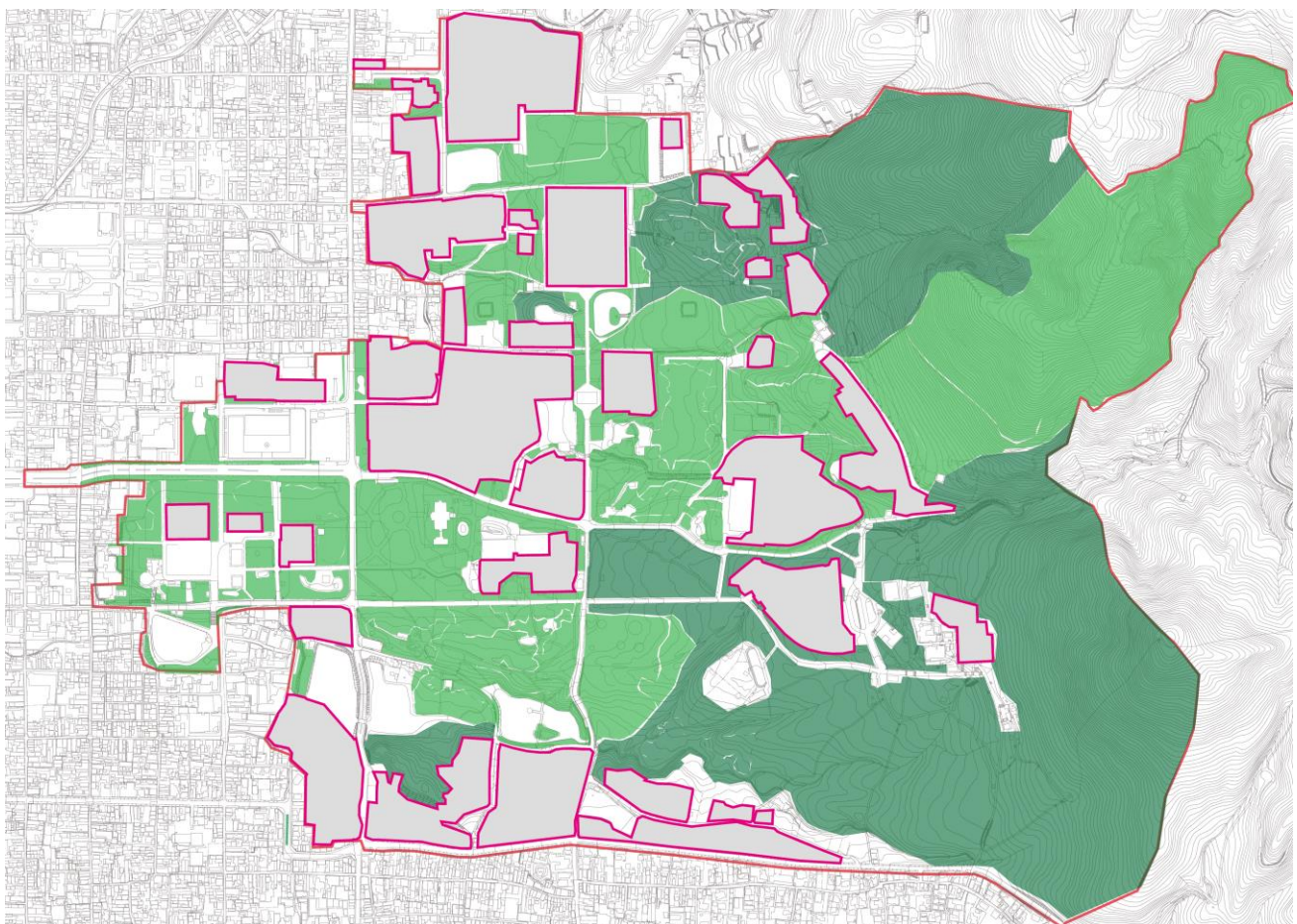
ある程度まとまりを持った芝地や草地を対象とする。

○樹林管理：

ある程度まとまりを持った規模の樹林で、群単位管理するものを対象とする。但し、樹林管理対象地に位置する重要樹木については、樹木管理の対象とする。

○シカが制限されている区域について

シカが制限されている区域は、植栽の内容や管理方法がシカのいる区域と大きく異なることから別途扱いとする。



計画区域

樹木管理及び芝地・草地管理

樹林管理

シカ制限区域

※白地は計画対象外又は未区分  
本図は鬱閉度区分（H24）をもとに編集した。

図：植栽管理タイプ区分（案）



## (植栽管理の視点)

### 方針－ 1 2 植栽管理は、安全管理、育成管理、景観管理の3つの視点から実施する。

#### ○安全管理

- ・安全管理は、倒木や落枝など植栽に起因する事故等を未然に防ぐ対策を実施する。

#### ○育成管理

- ・育成管理は、植物の健全な生育を促すため、生育環境の改善や病虫害の防除を実施する。
- ・育成管理は、良好な樹形や開花のため、必要に応じて施肥や剪定などを実施する。
- ・育成管理は、樹木や樹林等の更新を実施する。

#### ○景観管理

- ・景観管理は、風致や眺望の保全・向上のため、樹形や樹高、樹木密度などを適切に管理する。

## (管理技術の維持・向上)

### 方針－ 1 3 植栽管理の実務は、必要な技術力を持つ技術者・技能者が担うものとする。

- 管理対象の特性や作業内容によって必要とされる技術水準を設定する。

- 各管理者は、作業の技術水準に見合った技術者・技能者を選任する。

#### ○技術水準の区分（案）

- ・植栽管理の実務のうち特に専門性や特殊性が高い作業については、必要な技術や経験を有する技術者・技能者を選任する。
- ・管理区域のうち特に専門性や特殊性が高い作業が多く含まれる範囲については、区域を指定する。

#### ①安全管理推進地区

- ・倒木や落枝などに起因する事故等を未然に防ぐため、園路や広場、駐車場、建築物などがあるところを安全管理推進地区とする。
- ・安全管理推進地区では、樹木の定期点検や危険回避処置などを実施し、安全性を高める。
- ・樹木の定期点検や危険回避処置、樹木治療等の作業は、樹木医などから技術者を選任する。

#### ②眺望管理重点地区

- ・重要な眺望景観の保全に関わりの大きい植栽があるところを眺望管理重点地区とする。
- ・眺望管理重点地区では、景観診断に基づく植栽管理を定期的実施し、良好な眺望景観を保持する。
- ・景観上重要な樹木の択伐や剪定等の作業は、文化財庭園保存技術者協議会会員などから技術者を選任する。

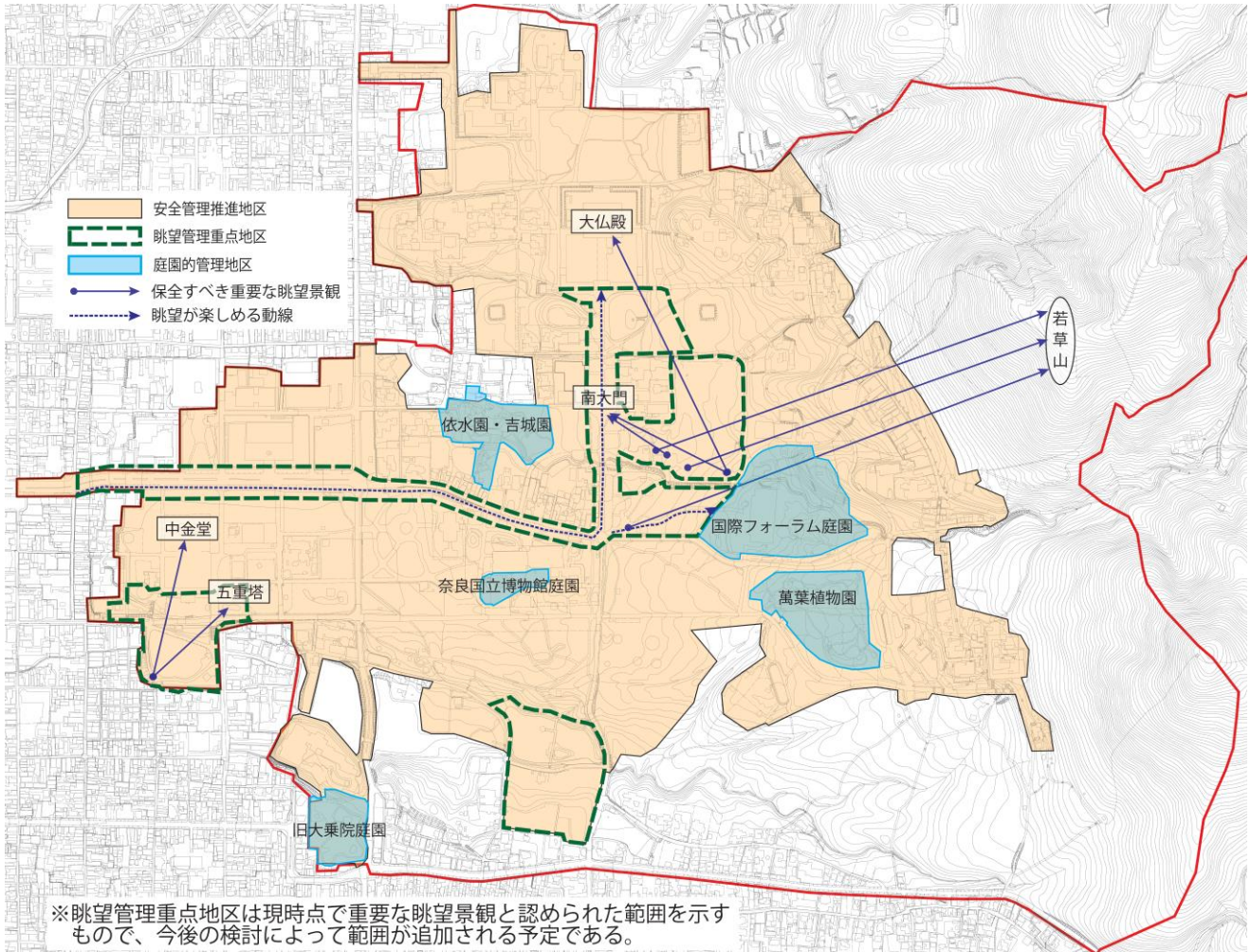
#### ③庭園的管理地区

- ・庭園的管理（高密度かつ高頻度な植栽管理）を必要とする植栽があるところを庭園的管理地区とする。
- ・庭園管理的地区では空間の特性にあわせた高水準の植栽管理を実施し、良好な植栽を保持する。
- ・依水園や吉城園など文化財的価値の高い庭園では、文化財庭園保存技術者協議会会員など専門

的な技術者を選任する。その他の庭園的管理を行うところでは、必要に応じて専門的な技術者を選任する。

○技術・技能の向上

- ・ 植栽管理技術の向上のため、技術・技能研修を実施して技術・技能の向上を図る



図：管理技術に関わる地区指定（案）

### 方針－１４ 植栽管理は、植栽管理計画に基づき計画的に実施し、管理状況を記録する。

#### ○植栽管理計画

植栽管理計画は、年間管理計画と中期管理計画により構成する。

- ・年間管理計画：植物のサイクルが1年であることを踏まえ、管理作業が適期に実行できるような年間管理計画を策定する。
- ・中期管理計画：長期的な視点から当面実施すべき管理作業について年次計画（5年～10年程度）を策定する。
- ・計画の更新：植栽管理計画は、5年毎に計画の進捗や効果を評価して、計画を更新する。

#### ○管理記録

##### ・植栽管理台帳

樹木管理及び庭園管理の対象となる樹木については樹木管理台帳を作成し、管理履歴や樹木の生育状況等を記録する。

##### ・定点写真

植栽の季節変化や経年変化を把握するため、公園内に定点を設定し定期的に写真撮影を行い、記録する。

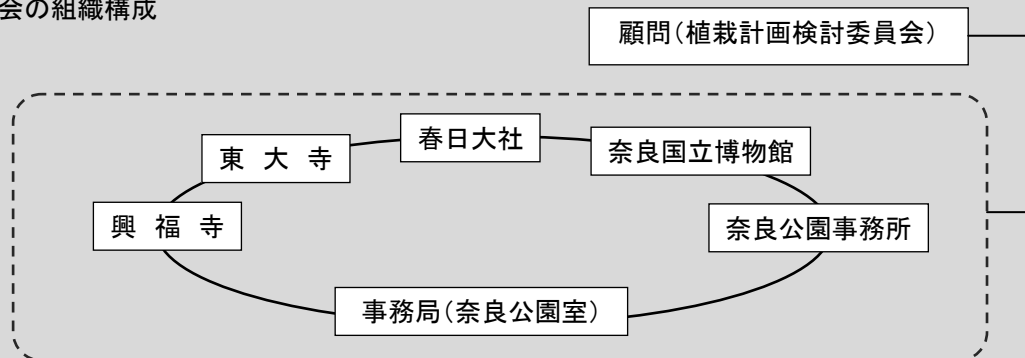
### (管理者の連携・協調)

### 方針－１５ 植栽管理は、各管理者による実施を原則とし、連携・協調が必要な重要な課題については協議会（奈良公園植栽管理者連絡会）を設置して取り組む。

#### ○協調・連携が必要な重要な管理項目

- ・マツ類の保護・育成について
- ・ナラ枯れ対策について
- ・ナンキンハゼの駆除等について
- ・樹木等の安全管理について
- ・重要な眺望景観の保全・活用について

#### ○協議会の組織構成



図：組織構成イメージ